

関連当事者取引等の状況について

(2019年12月期)

(単位：千円)

氏名 又は名称	取引内容	取引金額	期末残高 (科目)	取引 理由	取引条件 及びその 決定方法	取引条件及 びその決定 方法の妥当 性の見解	備 考
㈱エーエス	長期資産管理収入	126,148	11,435 (営業未収入金) 675 (立替金)	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	当社代表取締役中川智博関連
	AM受託収入	6,200	1,705 (営業未収入金) 1 (預り金)	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
	不動産賃貸仲介収入	949	—	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
	不動産鑑定収入	350	—	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
	不動産賃貸原価	7,650	—	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
	長期資産管理原価	11,502	—	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
	保証金差入	—	3,000 (差入保証金)	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
㈱板橋スカイプラザ	長期資産管理収入	3,575	21 (営業未収入金) 5,884 (立替金)	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	当社代表取締役中川智博関連
	不動産賃貸原価	63,467	—	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
	保証金差入	—	21,691 (差入保証金)	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
㈱YT	不動産賃貸原価	5,051	200 (立替金)	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	当社代表取締役中川智博関連
	保証金差入	—	17,333 (差入保証金)	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	

氏名 又は名称	取引内容	取引金額	期末残高 (科目)	取引 理由	取引条件 及びその 決定方法	取引条件及 びその決定 方法の妥当 性の見解	備 考
㈱船橋	長期資産管理収入	3,075	280 (営業未収入金) 137 (立替金)	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	当社代表取締役中川智博関連
	不動産賃貸仲介収入	1,478	136 (営業未収入金)	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
	設計工事収入	26	—	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
㈱シャンテ	長期資産管理収入	165	—	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	当社代表取締役中川智博関連
㈱松屋本店	長期資産管理収入	4,244	115 (営業未収入金)	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	当社子会社代表取締役倉橋良介関連
㈱サンクスファーム黒鳥	ホテル収入	545	—	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	当社子会社代表取締役滝澤剛平関連
弁護士法人リオ・パートナーズ	不動産賃貸収入	31,303	359 (立替金)	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	当社取締役南裕史関連
	不動産賃貸原価(弁護士報酬等)	20,064	12,715 (営業未払金)	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
	長期資産管理原価(弁護士報酬等)	1,132	—	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
	不動産賃貸仲介原価(弁護士報酬等)	5	—	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
	不動産売買仲介原価(弁護士報酬等)	510	—	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
	不動産売買原価(弁護士報酬等)	—	550 (前渡金)	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
	債権回収原価(弁護士報酬等)	30	—	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	
	ホテル原価(弁護士報酬等)	1,076	—	契約に基づく	(注) 1	(注) 1	

氏名 又は名称	取引内容	取引金額	期末残高 (科目)	取引 理由	取引条件 及びその 決定方法	取引条件及 びその決定 方法の妥当 性の見解	備 考
	支払報酬・ 顧問料	11,234	71 (未収入金)	契約に 基づく	(注) 1	(注) 1	
税理士法人 リオ・パー トナーズ	不動産賃貸 収入	31,303	306 (立替金)	契約に 基づく	(注) 1	(注) 1	当社取締役 南裕史関連
	出向収入	3,454	—	契約に 基づく	(注) 2	(注) 2	
	不動産賃貸 原価(税理 士報酬等)	110	—	契約に 基づく	(注) 1	(注) 1	
	支払報酬・ 顧問料等	10,994	—	契約に 基づく	(注) 1	(注) 1	
社会保険労 務士法人リ オ・パート ナーズ	支払報酬	11,850	—	契約に 基づく	(注) 1	(注) 1	当社取締役 南裕史関連

- (注) 1. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、決裁権限・手続きは「職務権限規程」に基づき処理しております。特に問題なく妥当な取引と判断しております。
2. 出向収入については、東京弁護士会の弁護士業務改革委員会及び当社グループ外顧問弁護士との協議及び決定に基づき、当社と当該取引先双方において違法な利益分配とみなされないよう一定の割合による算出にて取引を行っております。特に問題なく妥当な取引と判断しております。